

陳情文書表

受理番号	29第3号	受理年月日	平成29年2月7日
陳情者			
件名	国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書の提出を求める陳情		

【陳情の趣旨】

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきました。この三原則こそ、現憲法の根幹を成すものであり、今後も堅持されなければなりません。

現在、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法には国家の基本法として、我が国の直面する諸課題に的確に対処できることが求められます。

国会でも、平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始まっています。

よって、目黒区議会におかれましては、国会及び政府に対し、国の責任において、日本国憲法について、活発かつ広範な議論を推進するとともに、広く国民的議論を喚起するよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書の提出をして頂きたく陳情する次第です。

【陳情事項】

目黒区議会におかれましては、国会及び政府に対して、国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書の提出をして頂きたく陳情する次第です。